

(お知らせ)

令和2年5月27日

京都市文化市民局

担当 消費生活総合センター

電話 256-1110

対面式による京都市民法律相談の一部再開について

消費生活総合センター及び区役所・支所で実施している京都市民法律相談については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本年4月20日以降、従来の対面式での相談を電話での相談に変更して実施してまいりました。

この度、京都府の緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、消費生活総合センターでは、6月8日(月)実施分から対面式での相談を再開し、6月1日(月)から予約の受付を開始することといたします。

なお、対面式での相談の再開に当たっては、相談者と被相談者の間にビニールカーテンを設置のうえ、2メートル以上の距離を取るなど、感染防止策を講じることとします。

また、区役所・支所においても、感染防止策が講じられ次第、全区役所・支所で一斉に対面式の相談を再開することとし、それまでの間は、当面、電話による相談を継続しますので、併せてお知らせいたします。

【裏面参照】

【6月以降の京都市民法律相談の概要】

	消費生活総合センター実施分	区役所・支所実施分
相談方法	対面式による相談	電話による相談
実施日	毎月第2・第4水曜日及び水曜日を 除く月曜日から金曜日	水曜日：北区，左京区，山科区，南区 木曜日：上京区，中京区，右京区，西京区， 伏見区 金曜日：東山区，下京区，洛西支所，深草 支所，醍醐支所
実施時間	月曜日 13時15分～15時15分 火・木曜日 13時15分～15時55分 金曜日 13時15分～15時35分 第2・第4水曜日 18時～20時 ○相談時間は1人当たり20分	上京区，東山区，洛西支所，深草支所 9時30分～11時55分 中京区，下京区，醍醐支所 13時15分～15時40分 上記以外の行政区 9時30分～15時40分 ○相談時間は1人当たり20分
実施期間	8日（月）実施分から	当面の間
申込方法	先着による事前予約制	
申込先	消費生活総合センター	区役所・支所
申込期間	相談を実施する日の前週の月曜日から 相談日当日までに申し込む。	相談を実施する日が属する週の月曜日又 は火曜日の9時30分から正午，13時から 16時までに申し込む。※

※区役所・支所の開庁時間が変更されたときは，申込期間（時間）も変更となる場合があります。